

助成（補助）対象確認申請時の必要書類

申請者確認欄	必要書類等		必要部数	注意事項等	行政確認欄	備考
	1	助成（補助）対象確認申請時の必要書類	1通	提出漏れがないか、左側「申請者確認欄」にチェックを入れ提出		
	2	不燃化助成（補助）対象確認申請書 (第1号様式)	1通	申請者が二人以上の場合は 「墨田 花子 代理兼 墨田 太郎」と記載		
	3	申告書(第1号の2様式)	一人 1通			
	4	加算申請申告書(該当する場合) (第1号の3様式)	1通	<p>仮住居居住加算の場合、交付申請時に<u>仮住まい先の賃貸借契約書（写し）</u>が必要</p> <p>除却加算の場合、<u>昭和56年5月31日以前に着工された事が確認できる書類（裏面参照）</u>が必要</p> <p>除却加算で建物所有者と申請者が異なる場合、<u>解体同意書</u>及び建物所有者の<u>印鑑登録証明書（原本）</u>が必要</p>		
		添付書類：その他必要とする書類		共同化、協調建替え、賃貸用共同住宅、延焼抑止の加算を申請する場合		
	5	前年度 の納税証明書(完納 を確認) 令和6年度申請であれば、令和5年度の納税証明書		<ul style="list-style-type: none"> 課税証明書は不可 対象確認申請時に未完納の場合は、交付申請までに再度提出が必要 		
		個人の場合 住民税の納税証明書（原本） (非課税の場合は、非課税証明書)	一人 1通	居住地の市、区役所、出張所にて取得		
		法人の場合 法人住民税の納税証明書（原本）	一社 1通	各県、都税事務所にて取得		
	6	委任状(申請者が二人以上の場合) 申請者氏名は、 「墨田 花子 代理兼 墨田 太郎」と記載 委任者は「墨田 花子」 受任者は「墨田 太郎」	1通	委任者の 実印 墨田 花子 氏の実印及び印鑑証明書が必要		
		委任者の 印鑑登録証明書（原本）	1通			

7	法人の場合 商業登記事項証明書	1通	法務局にて取得		
8	建替え前の建物の全景写真(2方向以上) (除去した場合は更地の全景写真)	1枚以上	インスタント不可、デジカメ出力可 全景がわかる写真(A4用紙に2枚の大きさ)		
9	新築及び解体工事請負契約書の写し (契約者、金額、収入印紙を確認)	1通	契約者は確認申請の建築主と補助金申請者と同一であること		
10	確認済証の写し	1通			
11	確認申請書の写し 表面、二、三、四面(受付印が印字されているもの)	各々 1通	五面は不要		
12	設計図書一式 <u>(4紙ファイルに綴じる)</u>	1部	確認申請図書と同一のもの 別紙『設計図書作成要領』を参照		
	その他(該当する場合)				
13	墨田区細街路拡幅整備要綱の整備対象道路の場合		・都市整備課庶務・細街路担当の指示に従うこと(申請書、施工承諾書、無償使用承諾書(公道の場合)及び関係書類の提出が必要) ・別紙『設計図書作成要領』を参照		
	建築照合の場合		・土木管理課用地調査担当で照合し、不燃化担当と協議を行うこと。 ・別紙『設計図書作成要領』を参照		
	墨田区開発指導要綱の適用を受ける場合		都市計画課都市計画・開発調整担当の指示に従うこと(事前協議が必要)		
	委任状(申請手続きについて代理者が行う場合)		申請者の押印が必要(認印可)		

昭和56年5月31日以前に着工された事が確認できる書類は以下のいずれか

- ・家屋課税台帳[閲覧用](原因日が記載されているもの。都税事務所発行)
- ・台帳記載事項証明書(おおよそ昭和40~50年代のものであれば可能。建築指導課発行)
- ・確認申請書の写し
- ・固定資産評価証明書(新築年月日が記載されているもの。都税事務所発行)
- ・登記事項証明書(新築年月日が記載されているもの。古い建物の場合は新築日が記載されていない可能性があり、その場合は閉鎖登記をもらう必要がある。東京法務局墨田出張所発行)

<問い合わせ先> 墨田区都市計画部不燃・耐震促進課
不燃化・耐震化担当

03-5608-6268 内線 3964

メールアドレス: FUNENTAISHIN@city.sumida.lg.jp